感染症と診断されたら・・・

感染症の症状があり、病院受診したら、感染症と診断された。

⬇

受診した日に、保健室へ電話し、感染症の報告をする。

※メールによる感染症の報告は受け付けません。

※出席停止の手続きで確認事項があるので、できるだけ本人が電話すること。

※受診した日が休日や夜間であれば翌日午前中に電話すること。

⬇

感染症による出席停止

出席停止期間はしっかり自宅療養してください。

⬇

症状がよくなったら、再度病院受診し診断書を書いてもらう。

※いつから登校可能か確認すること。

※必ず主治医に診断書もしくは感染症治癒軽快証明書を書いてもらってください。

⬇

出席停止後、最初の授業出席開始前に保健室へ診断書を提出。

※出席停止解除の手続きをするので、必ず診断書を提出してください。

※診断書を提出せずに授業に出席した場合は、出席停止を取り消す場合があります。

⬇

診断書を確認し、出席停止解除証明の書類を渡すので、
教務部へ提出し指示を受ける。

⬇

授業出席へ

注)感染症の事後報告による出席停止措置は取扱いません。

保健室